

# 賃 貸 約 款

- 第 1 条 使用日数は原則として貸出日より返却完了日を以て計算する。  
(但し、午後 3 時以降の出荷は翌日よりレンタル開始、午前中の返却は前日でレンタルを止めます。但し、夜間作業その他については申し合わせによること)
- 第 2 条 賃貸物件の引渡及び返却場所は貸主の倉庫とする。現場及び会社までの持込引取の場合、運送費は別途費用とする。
- 第 3 条 賃貸物件の破損、故障の場合、修理代は有償とする。自然消耗的な故障は貸主の負担となり、それ以外の使用上のミス、エンジンオイル等不足による管理上のミス、オーバーロード的な使い方による故障及び正常な用途以外に機械を使用した場合による故障は借主の負担とする。原因不明の要因による故障の場合、貸主、借主の折半で修理代は負担する。
- 第 4 条 現場で機械が故障した場合、その為に生じた人件費、その他の損害は貸主の負担としない。
- 第 5 条 借主が賃貸物件の使用保存中に上記物件に関して第三者に損害を加えた時は第三者に対する責任はすべて借主において負担し貸主には迷惑をかけない。
- 第 6 条 借主が賃貸物件を受領した時、数量の不足、故障、欠陥があれば直ちに貸主に報告をすること。  
借主が賃貸物件を返却した時、数量等の確認をし、後日トラブルがあっても借主の負担とする。
- 第 7 条 借主が賃貸物件を使用する場合、善良な管理者を決めてこれを使用することとする。
- 第 8 条 賃貸物件を盗難、紛失された時は借主の負担とする。